

PRONI 株式会社 定款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、PRONI株式会社と称し、英文では、PRONI Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 経営コンサルティングとそれに関する各種関連事業
- 2 各種インターネットメディアの運営
- 3 各種コンテンツ・サービスの企画・開発・制作・運営
- 4 インターネットを用いた各種物販事業の運営
- 5 営業やマーケティング実務に関する各種代理店業の運営
- 6 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告の方法は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関構成)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1600万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
 - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

- 第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することのできる株主とする。
- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

(議長及び招集権者)

- 第14条 株主総会は、取締役CEOがこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長になる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主早期の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができない。
- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任の方法)

- 第19条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 当会社は、代表取締役を1名以上置き、代表取締役は取締役会の決議で定める。
- 2 代表取締役が1名の場合は、その者を取締役CEOとする。
- 3 代表取締役が2名以上の場合は、取締役会は、その決議によって代表取締役から取締役CEOを1名選定する。
- 4 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

- 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役CEOがこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役CEOに事故若しくは支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

- 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令及びこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該取締役の責任は、同法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を当該取締役と締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第31条 当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

- 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

- 第36条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

- 第37条 監査役会に関する事項については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

- 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

- 第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該監査役の責任は、同法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を当該監査役と締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任の方法)

- 第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

- 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

(剰余金の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には利息をつけない。

第8章 附 則

(法令の準拠)

第46条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他法令に従う。